

## 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例の規定に基づき策定する指針の概要

### 1 指針の策定の趣旨

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（平成 17 年香川県条例第 52 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、次の指針を定めるものです。

これら指針に基づく犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の安全・安心を支える地域環境づくりを進めることにより、すべての人が安全に安心して暮らすことができる社会を実現しようとするものです。

指 針 の 名 称	条例の根拠規定	策定主体等
学校等における児童等の安全の確保に関する指針	第 14 条第 3 項	知事、教育委員会及び公安委員会が共同して策定
道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯上の指針	第 16 条第 2 項	知事及び公安委員会が共同して策定
住宅に関する防犯上の指針	第 17 条第 2 項	知事及び公安委員会が共同して策定

### 2 指針の性格

この指針は、条例の規定に基づき、学校等における児童等の安全確保並びに道路、公園、駐車場、駐輪場及び住宅の防犯性の向上を図る上での配慮事項等を、標準的な防犯上の基準として示すものです。

それぞれの指針は、その対象となる事業者や施設の設置者、管理者等に対して、犯罪の防止に配慮した取組みを強制するものではなく、自発的な取組みを促すことを目的としています。

### 3 それぞれの指針の概要

#### (1) 学校等における児童等の安全の確保に関する指針

学校等及び登下校時における児童等の安全を確保するための具体的方策等を示し、児童等の安全の確保を図ることを目的としています。

##### 具体的方策等

- ・ 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等
- ・ 施設及び設備の整備及び点検
- ・ 登下校時における安全確保
- ・ 安全確保についての体制の整備
- ・ 児童等に対する安全教育の充実
- ・ 児童等の保護者、地域住民及び関係団体との連携

- ・ 関係機関との連携
- ・ 危機管理マニュアルの策定
- ・ 緊急時に備えた対策

## (2) 道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯上の指針

道路、公園、駐車場及び駐輪場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示し、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的としています。

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項

- ・ 道路：歩道と車道の分離、見通しの確保、照度の確保、犯罪発生の危険性の高い箇所への防犯設備の設置
- ・ 公園：植栽や遊具の適正配置による見通しの確保、見通しが悪い場所への防犯設備の設置、照度の確保、公衆便所の安全対策
- ・ 駐車場：さく等による周囲との区分、管理者等の常駐・巡回、防犯設備の設置、見通しの確保、車両の出入りの管理、照度の確保
- ・ 駐輪場：さく等による周囲との区分、管理者等の常駐・巡回、防犯設備の設置、見通しの確保、照度の確保

## (3) 住宅に関する防犯上の指針

住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項、共同住宅の居住者の安全を確保するための管理対策等を示し、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的としています。

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項

- ・ 一戸建て住宅  
玄関、窓等における防犯上有効な措置の実施
- ・ 共同住宅  
共用部分（共用出入口、管理人室、エレベーター、廊下、階段等）及び専用部分（玄関、窓等）における防犯上有効な措置の実施  
共同住宅の居住者の安全を確保するための管理対策
- ・ 設置物、設備等の整備及び維持管理
- ・ 居住者等による自主防犯体制の確立等